

乙 第19号証

令和6年2月28日

陳述書

東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

警視庁 警察署

1 はじめに

私は、警視庁 [REDACTED]（以下「[REDACTED]」といい、同課員を「[REDACTED]課員」といいます。）で勤務していた当時、本件の国家賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の相手方である大川原化工機株式会社（以下「原告会社」といいます。）、大川原正明氏（以下「大川原氏」といいます。）、相嶋靜夫氏（以下「亡相嶋氏」といいます。）及び島田順司氏（以下「島田氏」といいます。）を被疑者とする外国為替及び外国貿易法違反被疑事件（以下「本件事件」といいます。）につき、有識者の聴取などのほか、[REDACTED]の[REDACTED]警部補（以下「[REDACTED]警部補」といいます。）による亡相嶋氏の取調べの補助者として立ち会いました。

本件訴訟では、亡相嶋氏の取調べにおける説明内容が問題となっているとのことですので、当時の取調べ状況等についてお話しします。

2 亡相嶋氏の取調べについて

(1) 当時、本件事件については、原告会社の関係各所の捜索差押えを実施した後、亡相嶋氏を含めた原告会社社員の取調べをする捜査方針が立てられ、亡相嶋氏の取調べは[REDACTED]警部補が担当することになり、私と[REDACTED]の[REDACTED]巡査部長（以下「[REDACTED]巡査部長」といいます。）がその取調べの補助者として従事することになりました。

取調べの補助者とは、取調べに同席し、取調べが円滑に行われるよう必要な支援をしたり、取調べを受けている者の発言や態度等を記録することが任務と心得ていました。

亡相嶋氏の取調べは、当初は亡相嶋氏が居住する[REDACTED]にあるホテルで行うことになり、私は、[REDACTED]警部補及び[REDACTED]巡査部長と同所へ出張し、同ホテルの会議

室において取調べを行いました。

- (2) [] 警部補は、亡相嶋氏から2、3日聴取を行い、その内容を踏まえて供述調書を作成していましたので、私と [] 巡査部長は、それぞれ亡相嶋氏が供述する内容をパソコンに入力し、取調べ後にその内容を [] 警部補に渡していました。

私は、[] が本件事件に着手した時からその捜査に従事しており、亡相嶋氏については、輸出規制前に、経済産業省やC I S T E C という輸出管理の調査等を行っている団体とやり取りをした事実があり、原告会社の噴霧乾燥器の無許可輸出に深く関与し、大川原氏及び島田氏と並んで、原告会社の輸出管理に関して同社の方針を決定した疑いがあるとの認識を持っていました。

この度、亡相嶋氏が平成31年1月28日に大川原氏や島田氏等に送ったメール(以下「本件メール」といいます。)に、亡相嶋氏が、「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌は出来ない。」ということを私たち取調べ担当者に伝えた旨の記載があると聞きましたが、私たちはそのようなことを伝えられておりません。

亡相嶋氏は、原告会社の噴霧乾燥器は「マンホール」という乾燥室の扉があるため、乾熱であれば殺菌することは無理である旨説明していましたが、これは、内部を殺菌できたかを確認するためにマンホールを開けなければならず、殺菌できていなかった場合には細菌に感染してしまうからという理由で殺菌できないという趣旨であり、また、その他の「覗き窓」、「温度計座」、「差圧計座」、「導圧管」については、その言葉自体、亡相嶋氏の発言として聞いたという認識がありません。仮に、そのような初めて聞く箇所の温度が極端に低くなると聞いていたとすれば、当然、取調官である [] 警部補が、その箇所というのはどの部位で、どういったもので、何度くらいになるのか、実験をしたことはあるのかなどと確認するはずですし、[] 警部補が確認しなかつたとすれば、補助者である私の方でこうした詳細を尋ねるはずです。しかし、そのようなやりとりはなく、私たちがそれぞれ作成した記録にも残っておりませんので、亡相嶋氏から本件メールに記載された内容を聞いていないといえます。したがって、[] 警部補が、捜査会議等の場で、亡相嶋氏が測定口等の温度が上がらない旨の供述をしているとの報告をするということ自体もなかったといえます。

なお、亡相嶋氏は、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(以下「本件省令」といいます。)2条の2第2項5号の2ハに規定されている「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの」

(以下「本件要件ハ」といいます。)の「殺菌をすることができる」機器に該当するための実験として、[REDACTED]が空焚きによる温度測定実験を行ったことに非常に否定的な見解を持っており、実際に噴霧乾燥器内部に細菌を入れる実験をしなければ意味がないという趣旨のことを何度か主張していたことはあります。

3 殺菌の解釈について

亡相嶋氏は、一般的に使われている「殺菌」の意義は幅が広く、そこにある細菌が1パーセント殺せても「殺菌」といえる場合もあり、極端にいえば、机に細菌が付着していて、それを指で潰して細菌が一つでも死ねば広い意味での「殺菌」といえるということを述べており、本件要件ハの「殺菌」の解釈ではなく、一般的な用語として使われている「殺菌」と、本件要件ハの「殺菌」とを混同して理解しているものと思いました。

[REDACTED]警部補は、亡相嶋氏に対し、本件要件ハの「殺菌」とは、本件省令に規定されている細菌（腸管出血性大腸菌等）のうち一種類の細菌を死滅させることをいうと説明していましたが、亡相嶋氏は、大腸菌ではなく、炭疽菌等の芽胞形成菌を含めたほとんどの種類の細菌を死滅させなければならないものであると述べていました。

なお、本件訴訟の判決では、[REDACTED]課員が、本件要件ハの「殺菌」につき、亡相嶋氏が一般的な意味合いとして説明していた「殺菌」と同様の解釈、つまり、そこにある大腸菌が少しでも死ねばよいという解釈を教示して、誤解させた上で供述調書を作成していたかのような判断がされたようですが、私が立ち会うなどした取調べにおいて、そのような誤った解釈を示した事実はありません。

4 おわりに

以上が、亡相嶋氏の取調べ状況等です。

亡相嶋氏は、原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当しない根拠として、原告会社の噴霧乾燥器で乾熱殺菌をしようとしても、細菌粉体が漏れたり、機械が壊れたりすることを繰り返し述べており、本件メールに記載されている箇所の温度が上がらないから殺菌できないと述べたことはありませんでした。